

青森市障がい福祉計画第7期計画（素案）への委員からの意見について

No	項目	ページ	ご意見の内容（抜粋）	市の考え方	状況
1	【第4章】 成果目標 I 福祉施設の入所者の地域生活への移行 III 地域生活支援の充実	32 34~35	地域における福祉サービスの充実を図っていかなければ、現在施設に入所している高齢化・重度化した利用者が安心して移行することができない。 <u>地域生活における全体的な役割である居住支援の強化を図りながら進めるべき問題だと考えるため、計画作成においては念頭に置いて進めていただきたい。</u>	地域生活支援拠点や共同生活援助事業所等と連携し、地域での受入体制を強化します。 〔R6 年度法令改正〕 共同生活援助等における支援の質を確保するため、各事業所に地域の関係者を含む「地域連携推進会議」を設置することが努力義務化された。	反映
2	【第4章】 成果目標 I 福祉施設の入所者の地域生活への移行	32	地域移行を進める国の基本指針と実際の現場での考え方に違いがある。	本人の意向を尊重しながら、地域移行を進めます。 〔R6 年度法令改正〕 地域移行等の意向確認について、定期的に行うこととされた。	反映
3	【第4章】 成果目標 I 福祉施設の入所者の地域生活への移行 VII 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	32 42	地域移行を進めるためには、事業所においても事業利益だけを優先させたサービスが行われないう、 <u>指導監査のあり方</u> を、この計画の中で見直すことが必要。例えば職員教育についての項目も、虐待防止だけではなく、もう一步発展的に専門性の問題などを導入していただきたい。	・指導監査の結果を関係自治体と共有し、適正な運営を行う事業所を確保します。 〔R6 年度法令改正〕 上記、「地域連携推進会議」において居住支援の質を確保するとともに、地域移行等意向確認担当者が定期的に障害福祉サービスの利用状況や意向を確認することとされた。	反映
4	【第4章】 成果目標 III 地域生活支援の充実	34~35	強度行動障がい有する方の支援ニーズの把握が追加項目になったが、潜在的に様々なケースがあるため、掘り起こしが困難である。国でも検討が進められているが、 <u>市と地域生活支援拠点、事業所が連携し、ニーズ確認と実態調査を進めていくことが必要</u> である。	地域生活支援拠点を中心とした連携体制を強化します。	反映
5	【第4章】 成果目標 IV 福祉施設から一般就労への移行等 【第5章】 障害福祉サービス等の見込み ③ 就労選択支援	36-37 45,47	障がい者雇用を進めるには、就職してからのミスマッチをなくすためにも <u>多様な企業の受け皿の確保、企業への理解が必要</u> である。 また、 <u>創作活動等を通じて自己実現を図っていくことも教育の中で重要</u> である。	障がい者雇用や社会参加の更なる促進について、(仮称)青森市障がい者総合プランにおいて検討します。 〔R6 年度法令改正〕 就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が新サービスとして追加された。	プランにて 検討
6	【第4章】 成果目標 V 障がい児支援の提供体制の整備等 【第5章】 障害福祉サービス等の見込み ⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	38~39 62	医療的ケア児のコーディネーター配置人数について、コーディネーターは複雑な業務であり、一人で担うのはとても難しいことから、 <u>バックアップ体制を含め、複数人の配置が望ましい</u> 。	障がい者支援課に2名、親子はぐくみプラザに2名、計4名の配置を目指します。 (資料1-2のとおり)	反映
7	【第4章】 成果目標 VI 相談支援体制の充実・強化等	40~41	相談を受けた場合にそれらをきちんと集団的に検討できているか、 <u>専門性が低くなっていないか、相談体制をこなせるだけの体制が地域に整っているか</u> という点も検討していただきたい。	地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを令和6年度に設置し、事業所との連携強化、各事業所の相談にかかる専門員のスキルアップを目的とした、ケース検討等を実施していきます。	反映